

この水・この町・この国土 未来へ届ける浄化槽

10月1日は浄化槽の日

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

浄化槽の設置を検討している方、またすでに浄化槽をお使いの方へ大切なお知らせです。



■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、必ず「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出してください。

■浄化槽の設置補助

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。補助金を受けるには、対象地域や建物用途などの補助要件のほか、予算に限りがあります。設置を検討している方は、設置工事前に必ず下水道課へご相談ください。

補助金額	
5人槽相当	332,000円／基
7人槽相当	414,000円／基
10人槽相当	548,000円／基

■浄化槽の維持管理

浄化槽は維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査(法定検査)

※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割引きされる「らくらく一括契約(らくらく協議会・☎058-276-0306)」もご利用ください。

■浄化槽を廃止、撤去するとき

建物の解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者による最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後に浄化槽を撤去し、浄化槽使用廃止届出書を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ投棄したりした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(不法投棄)」による罰則の対象となります。

■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、下水道が普及していない地域のトイレを水洗化し、衛生的な生活環境を実現するため、高度経済成長期あたりから急速に普及しました。しかし台所や風呂などの生活雑排水は処理しないため、現在は原則として新設が禁止され、合併処理浄化槽などへの転換に努めていく時期にあります。単独処理浄化槽をお使いの方は、風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームの際には、生活雑排水の浄化処理もご検討ください。

問 下水道課 (内線117)

土岐市東部地域包括支援センターを開設します

市では、10月から東部地域包括支援センターを開設します。センターでは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職が連携して総合相談や介護予防、権利擁護、介護予防サービス計画作成などを総合的に行っています。

現在、介護予防サービス計画の作成を受けており担当センターが変わる方については、必要な支援が継続されるように引継ぎを行っていきます。

担当地区 曾木町、駄知町、肥田町の一部(旭ヶ丘)
場 所 とき陶生苑 (土岐市駄知町1858-2・☎☎8678)



問 地域包括支援センター (高齢介護課内・内線159)